

平成22年10月  
堺市契約課

業 者 各 位

### 建設工事における主任技術者の実務経験について

建設工事に従事する主任技術者は、当該工事に係る建設工事業に対応した国家資格、実務経験等を有していなければなりません。しかしながら、単に事業所に雇用されていただけの期間を実務経験の期間に含める等の誤った解釈をされているケースが見受けられます。

については、実務経験の解釈を下記のとおりお知らせしますので、内容に十分留意し、入札参加申請を行ってください。

#### 記

実務経験とは、主に次のような建設工事の施工に関する技術上のすべての職務経験をいいます。

##### 実務経験に含まれるもの

- ・ 建設工事に監理技術者、主任技術者等として従事した経験
- ・ 建設工事の発注に当たって設計技術者として設計に従事した経験
- ・ 建設工事の現場監督技術者として監督に従事した経験
- ・ 建設工事の土工及びその他見習いに従事した経験

したがって、次のような経験等は、実務経験には含まれません。

##### 実務経験に含まれないもの

- ・ 単に建設工事の雑務のみを行った経験
- ・ 建設工事に携わらない職員（事務員等）として勤務した経験
- ・ 当該事業所に雇用されていたが、技術者等として具体的な建設工事に従事していなかった期間